



新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について（第30報）

10月26日、第23回対策本部会議を開催し、次の事項について決定いたしました。

1 対策本部会議において決定した対応・対策

(1) 事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について

市内経済の活性化を支援するため、市内事業者等に「事業者向け感染拡大予防ポスター」を10月26日（月曜）から申請を受付。

- ・配布方法：商工会会員は1枚配布。非会員は申請により配布。
- ・制作枚数：2,400枚
- ・主な使用条件：来訪者の目に留まる場所に掲示する/ポスターの図柄で示した項目及び国や業界団体等の感染拡大予防ガイドラインを遵守する/使用条件の順守状況について市が行う調査や改善要請に協力すること

※その他、詳細は、別紙「事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について」参照。

※ポスターを添付しています。

(2) 今後の対策本部会議日程（日程等の変更する場合あり）

- ・第24回11月20日（金曜）

～報道機関の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症に関する取材の対応については、広報記録班（秘書広報課広報室）が一括して対応いたします。

【問い合わせ】我孫子市総務部秘書広報課

広報室長 小池 電話：04-7185-1752（直通）

別紙「事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について」

1 ポスターの概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防し市内経済の活性化を支援するため、市内事業者等に「事業者向け感染拡大予防ポスター」（以下「ポスター」という。）を配布します。

- ・配布方法 商工会会員には商工会を通じて1枚を送付、非会員には個別申請により送付する。
- ・制作枚数 2,400枚（商工会会員1,200枚、その他1,200枚）、先着順で払底次第終了。
- ・申請方法 会員からの追加申請及び非会員からの申請は「ちば電子申請サービス」にて受付ける。

2 使用条件

- (1) 掲示場所は自己が有する市内事業所で来訪者の目に留まる場所とすること。
- (2) ポスターを掲示する間、ポスターに図柄で示した項目及び国や業界団体等が示す感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。
- (3) 使用条件の遵守状況について市が行う調査や改善要請に協力すること。
- (4) 他者に譲渡しないこと。

3 遵守していただきたい「感染拡大予防ガイドライン」について

1 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」が各団体等のホームページに掲載されておりますので、ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組みについて実践をお願いいたします。

※業種別ガイドライン（国作成）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



2 ガイドラインが策定されていない業種については、政府の専門家会議がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」を参考に感染拡大防止の取組みについて実践をお願いいたします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料から抜粋）

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/noukoushou/guidelines.files/teigen.pdf>



※以上のガイドラインの所在は、我孫子市ホームページでも紹介しています。

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/noukoushou/guidelines.html>

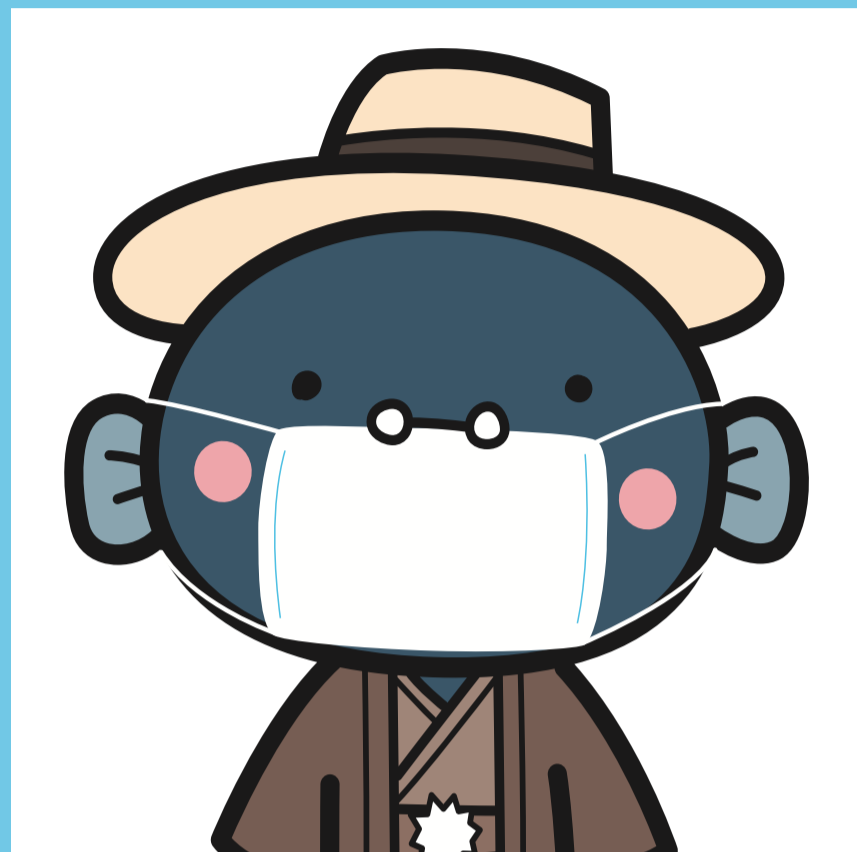
※インターネットを使用できない事業者には個別にご案内します。



新型コロナウイルス感染症の拡大予防に
取り組んでいます。



換気



マスク



手洗い



体調確認

このほか、国や業界団体等が示すガイドラインにも従っています。